

高見学部長の資質を問う ～全学部生宛メール批判～

去る、12月6.7日に毎日新聞と大分合同新聞に高見学部長の学生宛メールの件が報じられました。この件の問題点はどこにあるのかを検証してみましたところ、「重大かつ明白な事実誤認」は学部長の方にこそあることが判明しました。

A 高見学部長のメール 要旨

匿名による投書に・・・は、重大かつ明白な事実誤認があると認められるので、この点についてご説明します。

1 北野学長は、「国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程」（平成27年規程第3号）所定の手続をとって、私、高見 博之を次期経済学部長に選考し、任命しました。なお、今回の経済学部長の任命に当たっては、北野学長は、私、高見 博之の任期が大崎 美泉前経済学部長の残任期間（令和元年10月1日～令和2年3月31日）であったため、意見聴取のための「調書」（「学部等の現状、課題等及び学部長等にふさわしい資質・能力等について」）を提出させる必要はないと判断し、この点については大崎前経済学部長を通じ、経済学部教授会に示した上、当該手続を進められました。

2 次に、「（経済学部教授会において）誰を学部長に推薦するかを図ったところ〇〇教授が大多数の推薦を受けた。」という点についてです。 経済学部教授会においては、要項に基づき選挙を行い、同教授を経済学部長候補者として選出しました。 この結果を受け、経済学部教授会は、当初は同教授を次期経済学部長候補として推薦しようとしていましたが、その後は令和元年9月4日付けの「要望書」に「次期経済学部長選考の経緯において、全学規程に定める学部長選考の手続きを妨げる意図は全くありません。」と明記しているとおり、経済学部教授会選挙の結果は、北野学長が次期経済学部長を任命するに当たっていわば「参考」となるにすぎないと説明しています。

3 しかし学長は、意見も聞かず高見先生を学部長に任命し高見先生も経済学部教授会の意向を無視して、任命を受託した」という点についてです。 以上の1及び2において言及したとおり、北野学長は、次期経済学部長の選考、任命に当たり、「学部長等選考規程」所定の手続をとって私、高見 博之を次期経済学部長に任命し、また私も同規程所定の手続に従って経済学部長に就任しており、少なくとも北野学長が「意見も聞かず」任命し、また、私が最終的に「教授会の意向を無視して、任命を受託（受け入れた）した」という事実はありません。

令和元年11月26日

高見 博之

B ポイント整理

- Aの高見学部長の文書からは、学長と高見学部長は「所定の手続」に則って進めたのに、学部の方に問題があるように聞こえる。果たしてそうだろうか。ポイントは次の3点である。
- ① 学長・学部長は「所定の手続」を踏んだといえるのか。
 - ② 教授会は、選挙で決まった候補者を推薦することをやめたのか。
 - ③ 高見学部長は、学部教授会の意向を無視して受諾したのではなかったのか。

C 検討・批判

- ① 学長は「所定の手続」を遵守してはいなかった。
残任期間であったため、意見聴取のための「調書」を提出させる必要はないとの判断を教授会に示した上、当該手続を進めた、との点について。
 - a 大崎学部長への連絡は面談・選考の後！ 教授会が知ったのは10月23日！
「10月1日付け次期期学部長選考のスケジュールについて」との文書は、8月8日の面談―選考の後に学長から学部長と高見教授に送られたが、そのことを高見教授自らが明らかにしたのは、なんと、10月23日の臨時教授会においてであり、教授会は8月8日の時点でその文書のことを知らなかったのである。「この点については大崎前経済学部長を通じ、経済学部教授会に示した上、当該手続を進められました。」と述べているが、大崎学部長への通知は、面談後、選考したあとで、その結果を知らせるメールに添付して送られてきたのである。
事実経過をそう解すると、今回の件が何故起きたのかがはっきりしてくる。学長は学部の調書を見る必要がないと思っており、一方、学部は従来どおり調書を作成して学長との面談に臨んだために両者の間に食い違いが生じ、学長は調書を見ずに、選挙で出た名前だけ聞き、学部長は、従来どおり、調書を見てもらうつもりであったということがわかるのである。この両者の認識の違いが問題の発端ということになる。
しかし、高見学部長は、自ら10月23日に事実を明らかにしておきながら、「教授会に示した上で手続きが進められた」などとなぜ平然とウソを言うのであろうか？この文書は本当に高見学部長が書いたものなのかとの疑いさえ生じてくる。
 - b 「調書を提出させる必要がない」との判断は規程に違反する。

学部長に送った「スケジュールについて」との文書には、「残任期間であるので、現学部長が作成したものを活用することとし、調書の作成は依頼しない、現学部長の調書をもとに面談」とある。規程4条1項には「学部長等にふさわしい資質・能力等について」学部から意見を聴取するとあり、残任期間であれば手続きを省略してよいなどという例外を想定した規定はないことから、学長自ら「調書を提出させる必要がない」と判断したことは明らかに規程に違反したことになる。

C その他の規程違反。

規程では、学長が選考した結果を学部長に報告し、学部長から当該の候補者に連絡し、そのものが所信調書を提出したあと学長と面談し、その後、学長が最終的に決定するという流れになっている。ところが、学長は選考結果を学部長だけでなく、高見氏本人に電話していること、高見氏は8月19日に学長の説得に応じ受諾して以前にメールで送っていた調書にサインをしたが、そのあとで学長はこの説得を「規程4条4項の面談にする」と告げたとのことで、調書提出と面談の順序が逆転していることになる。
これらの点も、明らかに規程を遵守したとはいえない。

***以上のことから、①については、学長は「所定の手続」を遵守していなかった、というより、明白に規程に違反した手続き変更を行い、選考手続きをとっていたことが明らかである。しかも、学部長の説明は自らの行為さえ忘れたかのような記述になっており、事実を歪曲したり隠蔽したものである。**

② 教授会は、選挙で決まった候補者を推薦することをやめてはいない。

高見学部長の説明では、9月4日付け「要望書」を捻じ曲げて解釈し、あたかも、学部は選挙で決めた候補者を推薦することをこの要望書でとりさげ、「参考」にすぎないと説明したかのように述べている。
しかし、「要望書」は、調査・検証委員会の設置理由とされる規程との抵触のおそれについての問い合わせと学部構成員への説明の機会を設けることを要請するものであり、イントラで学長から学部教職員の行動が規程に違反するといわれたことに対して、学部としては、説明させてくれと要望したのであって「手続を妨げる意図は全く」なかったと弁明しているのであって、選挙で選んだ候補者を選考するように要請する意図を取り下げ「参考」にすぎないと弁解する趣旨では全くない。そもそも、現行の制度では、学部からの候補者推薦は学長の選考に際しての「参考」であることは当然のことであり、学部も選挙で選んだ候補者を絶対に学部長に選考してくれるように要請したのではなく、意見聴取の書類さえ受けとらなかったことに対して、規程に則り書類を受け取った上で選考してもらいたいと要請したにすぎない。ところが、その行為を学長の選考を妨げたものと解釈し、そうではないと弁明したことを、「推薦―選考要請」ではなく「参考」にすぎないと学部が主張を改めたものと曲解したのである。勝手に論理をすり替え自己に都合の言いように説明するのはあまりにもひどい歪曲といわなければならない。

③ 高見学部長は、学部教授会の意向を無視して受諾した。

高見学部長は8月8日に学長から電話があったときに、「即答できないので保留したい」旨伝えたという。それは学部が選出した候補者が別にいること、学部としてはその候補者を学長に伝えることにしていることを知っていたからであり、その後、19日に最終的に受諾するまで、学部において、学長に説明を求める動きがあり、学部としては選挙で選出した人を候補者とする意向が変わっていないことを十分知っていたのである。にもかかわらず、学長の説得に屈して受諾したことは、「学部の意向を無視した」ことになるのは明らかではないか。教授会の意向を無視して受諾した「事実はありません」などと白々しく書いたのは、本当に高見学部長なのだろうか？ここでも疑問が生じてくる。

D 結論

以上、高見学部長の説明は、事実を歪曲したり、文書を曲解して論理をすり替えたりしたもので、事情を知らない者にはあたかもこれが真実かのごとく、そして、「悪いのは学部の方」だと受け取られかねない。高見学部長は、メールの最後を「今後は、他人の言動に惑わされることなく、・・・主張を展開していただくよう「学者」、「教育者」として、念のため付言させていただきます。」と結んでいるが、こんなウソに満ちた文書で学生を説得するのが「学者」「教育者」といえるのであろうか。大分大学経済学部は、こんな「学者・教育者」の学部長のもとで、どんな教育をし、どういう人材を社会に送り出そうというのだろうか？ それとも、高見学部長は自ら「反面教師」という自覚をおもちなのであろうか。

2019. 12. 10

匿名の投書をした者を支持し、経済学部のあり方を憂慮する匿名の市民